

北海道教育委員会 公報

令和3年(2021年)
7月27日(火曜日)

第6265号

目次

告示

- 令和3年度北海道有朋高等学校の後期における生徒募集人員について…………… 1
- 令和4年度(2022年度)北海道立学校実習助手・寄宿舎指導員採用候補者選考検査の実施について…………… 1

通達・通知

- 北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準の一部改正について…………… 5

告 示

北海道教育委員会告示第45号

令和3年度の北海道有朋高等学校の後期における生徒の募集人員は、次のとおりとする。

令和3年7月27日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

課 程	学 科	募集人員
単位制による定時制の課程	普 通 科	27
	事 務 情 報 科	57

北海道教育委員会告示第46号

令和4年度(2022年度)北海道立学校実習助手・寄宿舎指導員採用候補者選考検査を次の要領により行う。

令和3年7月27日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

令和4年度(2022年度)北海道立学校実習助手・寄宿舎指導員採用候補者選考検査実施要領

1 目的

この検査は、令和4年度(2022年度)北海道立学校実習助手及び寄宿舎指導員の採用候補者を選考するために行うものです。

2 募集する受検区分及び職務内容

受検区分	採用教科	職 務 内 容
実 習 助 手	農 業	農業に関する学科を置く高等学校等において、作物・園芸・畜産・食品製造・林業・農業土木・造園等の実習について、教諭の職務を助ける。
	工 業	工業に関する学科を置く高等学校等において、機械・電気・情報技術・建築・土木・工業化学等の実習について、教諭の職務を助ける。
	水 産	水産に関する学科を置く高等学校等において、海洋技術・漁業・水産食品製造・機関等の実習について、教諭の職務を助ける。
	その他	高等学校及び特別支援学校における実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
寄宿舎指導員	—	特別支援学校の寄宿舎における幼児、児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する(宿直勤務あり)。

注1 受検は、1種類の受検区分及び教科の選択とし、併願及び出願後の変更は認めま

せん。

注2 「その他」における実験・実習は、主に理科・家庭科に関するものですが、配置となる学校により、情報、福祉等の教科に関するものがあります。

注3 各受検区分の職務内容の具体例は別表を参照してください。

3 受検資格

(1) 一般選考

高等学校を卒業した者若しくは令和4年(2022年)3月31日までに卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力があると認められる者で、昭和37年(1962年)4月2日以降に生まれたものとします。ただし、実習助手における農業、工業及び水産については、上記に加えて、各受検教科関係の学科を卒業した者(令和4年(2022年)3月31日までに卒業見込みの者を含む。)又はそれと同等以上の専門的知識・技術を有すると認められる者としてします。

また、次のいずれかに該当する者は、受検できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 北海道の職員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 障がい者特別選考

一般選考の受検資格に加えて、次に掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている者とします(一般選考との併願はできません。)

ア 身体障害者手帳

イ 都道府県知事又は指定都市市長が交付する療育手帳

ウ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによる知的障がい者であることの判定書

エ 精神障害者保健福祉手帳

4 採用予定数等

職 種	採用予定数(一般・障がい者特別選考)	配 置 先
実習助手	10名程度	道立学校
寄宿舍指導員	15名程度	寄宿舍のある道立特別支援学校

5 出願手続

(1) 出願書類(各1部)

ア 願書

イ 自己推薦書

ウ 受検通知用はがき

通常はがき(63円)を使用し、宛先欄に受検者本人の住所及び氏名を明記し、裏面は記入しないこと。

エ 第1次検査結果通知用封筒

長形3号封筒を使用し、宛先欄に受検者本人の住所及び氏名を明記し、84円分の切手を貼ること。

オ 3(2)に掲げる手帳等の写し(障がい者特別選考受検者に限る。)

(2) 出願書類の受付期間

提出方法	受 付 期 間	備 考
郵送	令和3年(2021年)8月18日(水)から 令和3年(2021年)9月3日(金)まで	「簡易書留」扱いとしてください。

(9月3日付け消印有効)

注1 受付期間終了後に提出された出願書類や、不備のある出願書類は受け付けません。
また、受理した書類は返却しません。

注2 出願書類に虚偽の記載があった場合は、受検又は採用の対象から除かれることがあります。

注3 持参及びメール便等の託送では受け付けません。

(3) 出願書類の提出先

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館7階
北海道教育庁教職員局教職員課道立学校人事係
電話 011-204-5727

(4) 受検票の交付

第1次検査受検票は、令和3年(2021年)9月17日(金)までに到着するよう交付します。

なお、期日までに到着しない場合は、出願書類の提出先に問い合わせてください。

(5) その他

障がい者特別選考の志願者に限らず、必要に応じた配慮を行い、支障なく受検できるよう努めております。

検査会場において配慮を必要とする方は、出願時に願書の「配慮希望事項(障がい・その他)」欄に必要事項を記入してください。

6 検査期日及び日程等

(1) 第1次検査 令和3年(2021年)9月26日(日)

9:00 ~ 9:40	受付(各検査室入室)	※ 筆記検査(択一式) ・高等学校卒業程度の内容とし、公務員として必要な一般的知識及び教養について行います。
9:50 ~ 10:10	検査上の注意・連絡	
10:10 ~ 11:10	筆記検査(択一式)※	
11:25 ~ 12:15	作文検査(400字以内)	

(2) 第2次検査 令和3年(2021年)11月7日(日)

8:20 ~ 8:40	受付(各検査室入室)	※ 面接検査(個人面接) ・受検者ごとに別に指定する時間(指定された時間の変更は認めません。)
8:40 ~ 9:00	検査上の注意・連絡	
9:00 ~ 9:30	適性検査	
10:00 ~	面接検査(個人面接)※	

7 検査会場

第1次検査及び第2次検査は、いずれも次の会場で実施します。

北海道札幌南高等学校 札幌市中央区南18条西6丁目1-1(地下鉄南北線 幌平橋駅下車 0.7km) 電話 011-521-2311

8 当日の携行品及び留意事項

(1) 受検票、筆記用具(筆記検査(択一式)、適性検査用にHBの鉛筆とプラスチック製消しゴムを含む。)、上履き及び靴袋を持参してください。

(2) 検査会場及び周辺には駐車場がないため、公共交通機関を利用してください。

(3) 検査会場周辺の店舗等への無断駐車、送迎等のための路上駐車は迷惑となるので、厳禁とします。

(4) 検査会場の敷地内は、禁煙です。

- (5) ゴミは各自の持ち帰りとします。
- (6) 携帯電話やスマートウォッチ等通信機能を有する電子機器の検査時間中の使用を禁止します。
- (7) 不正が明らかになった場合は、その者の受検を中止します。
- 9 選考結果の通知等
 - (1) 選考結果の通知
 - ア 第1次検査の合格者については、令和3年(2021年)10月21日(木)に、北海道教育委員会のホームページにおいて、受検区分ごとに受検番号を掲載します。
なお、第1次検査の結果通知については、同日に本人へ発送します。
 - イ 採用候補者名簿に登録する者については、令和3年(2021年)12月10日(金)に、北海道教育委員会のホームページにおいて、受検区分ごとに受検番号を掲載します。
なお、第2次検査の結果通知については、同日に採用候補者名簿に登録する者とし、ない者に区分して本人へ発送します。
 - (2) 選考結果の開示請求
北海道個人情報保護条例の規定により開示請求をすることができます。
詳細については、検査時にお知らせします。
- 10 登録及び採用の方法
 - (1) 登録は、「登録A」、「登録B」に分けて行います。
 - ア 「登録A」は、令和4年(2022年)4月1日で採用を予定する者の登録です。
 - イ 「登録B」は、令和4年(2022年)4月1日以降の採用を予定する者の登録です。
 - ※ 年度中途に欠員が生じた場合など、令和4年(2022年)3月31日以前の採用もあります。
 - (2) 採用は、登録Aに登録された者、登録Bに登録された者の順で行います。
 - (3) 採用候補者名簿の有効期限は、令和5年(2023年)3月31日です。
 - (4) 受検区分が実習助手の場合、採用希望教科以外の教科に採用する場合があります。
 - (5) 採用に当たっては、北海道教育委員会が指示する健康診断を受診することが必要となります。
 - (6) 採用候補者名簿の有効期限内に、次の事項に該当する場合は、名簿から削除します。
 - ア 正当な理由がなく勤務地を限定した場合
 - イ 選考を受ける資格を欠いていることが明らかになった場合
 - ウ 受検又は採用時の提出書類等に虚偽の記載があったり、実習助手・寄宿舎指導員としてふさわしくない事実が明らかになった場合
- 11 給与(令和3年(2021年)4月1日現在)
 - (1) 初任給(給料+教職調整額+教員特別手当+給料の調整額)

区 分	高校卒	短大卒	大学卒
高等学校	168,400円	186,596円	210,608円
特別支援学校	175,600円	194,579円	219,608円

※ 上記の初任給は、新規学卒者の場合であり、採用前の経歴等に応じて加算されることがあります。

- (2) 各種手当
扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等がそれぞれ支給条件に応じて支給されます。
- 12 過去の登録状況

区 分	平成31年度(2019年度)			令和2年度(2020年度)			令和3年度(2021年度)			
	志願者	登録者	志願倍率	志願者	登録者	志願倍率	志願者	登録者	志願倍率	
実習 助手	農業	22	5	4.4	28	6	4.7	17	6	2.8
	工業	35	6	5.8	29	1	29.0	33	4	8.3
	水産	4	1	4.0	4	3	1.3	3	2	1.5
	その他	81	19	4.3	80	13	6.2	54	9	6.0
	合計	142(1)	31(0)	4.6	141(2)	23(1)	6.1	107(5)	21(1)	5.1

寄宿舍指導員	82(7)	17(1)	4.8	81(3)	15(0)	5.4	58(3)	13(0)	4.5
--------	-------	-------	-----	-------	-------	-----	-------	-------	-----

※ () は、障がい者特別選考受検者で、内数計上しています。

13 その他

- (1) 出願後に改姓した場合又は連絡先等の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに連絡してください。
- (2) 出願書類提出後、記載内容や提出書類の確認のために電話連絡する場合がありますので、願書には確実に連絡が取れる電話番号を記入してください。

この検査に関する問合せ先
 北海道教育庁教職員局教職員課道立学校人事係
 電話 011-204-5727

別表

実習助手・寄宿舍指導員の職務内容について

職 種	職 務 内 容
実習助手	<ul style="list-style-type: none"> ○実験・実習の準備及び後片付け ○実習室等の環境整備（整理・整頓） ○実験・実習に使用される機械・機器・計器等の保守・管理等 ○実験・実習に使用する機材等の情報収集 ○薬剤等の管理、調整 ○授業における教諭の補助 ○実習レポートの受付・返却 ○教材作成の補助 ○教材プリント・各種資料の印刷 ○考査・各種検定の監督補助 <p style="text-align: right;">など</p>
寄宿舍指導員	<ul style="list-style-type: none"> ○寄宿舍の環境整備（清掃等） ○健康状態の観察及び保持増進 ○起床・就寝時の寝具等の整理 ○食事指導、手洗いや洗面指導 ○衣服の着脱指導 ○排泄、入浴指導 ○自学自習への援助 ○集団生活における児童生徒の役割分担等の指導 ○遊び、集団遊びの指導 ○通院、帰省指導 ○卒業後の自活生活等に関する事前指導 ○保護者等との電話対応 <p style="text-align: right;">など</p>

*上記内容はあくまでも例示であり、配置となる学校により異なる場合があります。

通 達 ・ 通 知

教 特 第 4 5 1 号
 令和3年(2021年)7月27日

各 教 育 局 長
 各道立特別支援学校長 様

教育長

北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準の一部改正について(通達)

北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準(平成14年10月10日教育委員会決定)を、別記のとおり改正し、令和4年(2022年)4月1日から施行しますので、次の事項に留意の上、適切に取り扱ってください。

記

- 1 校長は、基準の2に定める届出については、次の様式により、履修をはじめようとする前の年度の3月15日までに、所轄の教育局長を経由して行うこと。ただし、既に届出のある学校設定科目を設定する場合並びに既に届出のある学校設定教科及び当該教科に関する科目を設定する場合は、改めて届け出る必要はないこと。

- (1) 基準の2の(1)の届出 別記様式1
- (2) 基準の2の(2)の届出 別記様式2の1及び別記様式2の2
- (3) 基準の2の(3)の届出 別記様式3
- (4) 基準の2の(4)の届出 別記様式4
- (5) 基準の2の(5)の届出 別記様式5
- (6) 基準の2の(6)の届出 別記様式6
- (7) 基準の2の(7)の届出 別記様式7

(学校教育局特別支援教育課特別支援教育指導係)

別記

北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準の一部改正について

(令和3年7月21日教育委員会決定)

北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準(平成14年10月10日教育委員会決定)の一部を次のように改正する。

本則中「平成21年文部科学省告示第37号」を「平成31年文部科学省告示第14号」に改め、「及び平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件(平成31年文部科学省告示第15号。以下「特例告示」という。)」を削る。

本則の1(2)中「第1の3」を「3の(1)アの(ウ)」に、「第7款の1」を「第9款の1」に改める。

本則の2(1)中「第1の4」を「3の(1)アの(エ)」に改め、同(2)中「第1の5の(1)」を「3の(1)アの(オ)」に改め、同(3)中「第3款第1の4」を「第2款3の(2)アの(エ)」に改め、同(4)中「第2の1の(1)」を「3の(1)イの(ア)㊦」に改め、同(5)中「第2の2の(2)」を「3の(1)イの(イ)㊧」に改め、同(6)及び(7)中「第2の2の(3)」を「3の(1)イの(イ)㊨」に、「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。

本則の3を削る。

別記2の1(1)を次のように改める。

(1) 工業に関する各科目

科 目 名	標 準 単 位 数
工 業 技 術 基 礎	2 ～ 4
課 題 研 究	2 ～ 4
実 習	6 ～ 12
製 図	2 ～ 8
工 業 情 報 数 理	2 ～ 4
工 業 材 料 技 術	2 ～ 4
工 業 技 術 英 語	2 ～ 4
工 業 管 理 技 術	2 ～ 8
工 業 環 境 技 術	2 ～ 4
機 械 工 作	2 ～ 8
機 械 設 計	2 ～ 8
原 動 機	2 ～ 4
電 子 機 械	2 ～ 8
生 産 技 術	2 ～ 6
自 動 車 工 学	2 ～ 8
自 動 車 整 備	2 ～ 8

船 舶 工 学	2 ~ 18
電 気 回 路	2 ~ 6
電 気 機 器	2 ~ 6
電 力 技 術	2 ~ 6
電 子 技 術	2 ~ 6
電 子 回 路	2 ~ 6
電 子 計 測 制 御	2 ~ 6
通 信 技 術	2 ~ 6
プ ロ グ ラ ミ ン グ 技 術	2 ~ 8
ハ ー ド ウ ェ ア 技 術	2 ~ 8
ソ フ ト ウ ェ ア 技 術	2 ~ 8
コ ン ピ ュ ー タ シ ス テ ム 技 術	2 ~ 8
建 築 構 造	2 ~ 6
建 築 計 画	2 ~ 8
建 築 構 造 設 計	2 ~ 8
建 築 施 工	2 ~ 6
建 築 法 規	2 ~ 4
設 備 計 画	2 ~ 6
空 気 調 和 設 備	2 ~ 8
衛 生 ・ 防 災 設 備	2 ~ 8
測 量	2 ~ 6
土 木 基 盤 力 学	2 ~ 6
土 木 構 造 設 計	2 ~ 8
土 木 施 工	2 ~ 6
社 会 基 盤 工 学	2 ~ 4
工 業 化 学	6 ~ 8
化 学 工 学	2 ~ 6
地 球 環 境 化 学	2 ~ 6

材 料 製 造 技 術	2 ～ 6
材 料 工 学	2 ～ 6
材 料 加 工	2 ～ 6
セ ラ ミ ッ ク 化 学	2 ～ 6
セ ラ ミ ッ ク 技 術	2 ～ 6
セ ラ ミ ッ ク 工 業	2 ～ 6
織 維 製 品	2 ～ 6
織 維 ・ 染 色 技 術	2 ～ 6
染 織 デ ザ イ ン	2 ～ 6
イ ン テ リ ア 計 画	2 ～ 6
イ ン テ リ ア 装 備	2 ～ 6
イ ン テ リ ア エ レ メ ン ト 生 産	2 ～ 6
デ ザ イ ン 実 践	2 ～ 4
デ ザ イ ン 材 料	2 ～ 4
デ ザ イ ン 史	2 ～ 4

別記2の1(2)を次のように改める。

(2) 商業に関する各科目

科 目 名	標 準 単 位 数
ビ ジ ネ ス 基 礎	2 ～ 4
課 題 研 究	2 ～ 4
総 合 実 践	2 ～ 4
ビ ジ ネ ス ・ コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	2 ～ 4
マ ー ケ テ ィ ン グ	2 ～ 4
商 品 開 発 と 流 通	2 ～ 4
観 光 ビ ジ ネ ス	2 ～ 4
ビ ジ ネ ス ・ マ ネ ジ メ ン ト	2 ～ 4
グ ロ ー バ ル 経 済	2 ～ 4
ビ ジ ネ ス 法 規	2 ～ 4

簿	記	2	～	4			
財	務	会	計	I	2	～	4
財	務	会	計	II	2	～	4
原	価	計	算		2	～	4
管	理	会	計		2	～	4
情	報	処	理		2	～	4
ソ	フ	ト	ウ	ェ	ア	活	用
プ	ロ	グ	ラ	ミ	ン	グ	
ネ	ッ	ト	ワ	ー	ク	活	用
ネ	ッ	ト	ワ	ー	ク	管	理

別記2の1(3)を次のように改める。

(3) 家庭に関する各科目

科	目	名	標	準	単	位	数					
生	活	産	業	基	礎	2	～	4				
課	題	研	究			2	～	4				
生	活	産	業	情	報	2	～	4				
消	費	生	活			2	～	4				
保	育	基	礎			2	～	6				
保	育	実	践			2	～	8				
生	活	と	福	祉		2	～	6				
住	生	活	デ	ザ	イ	ン	2	～	8			
服	飾	文	化			2	～	4				
フ	ァ	ッ	シ	ョ	ン	造	形	基	礎	2	～	6
フ	ァ	ッ	シ	ョ	ン	造	形			4	～	10
フ	ァ	ッ	シ	ョ	ン	デ	ザ	イ	ン	4	～	14
服	飾	手	芸			2	～	4				
フ	ー	ド	デ	ザ	イ	ン	2	～	8			
食	文	化				1	～	2				
調		理				4	～	14				

栄	養	2	～	3		
食	品	2	～	4		
食	品	衛	生	2	～	5
公	衆	衛	生	2	～	4
総	合	調	理	実	習	3

別記2の1(4)を次のように改める。

(4) 情報に関する各科目

科 目 名	標 準 単 位 数
情 報 産 業 と 社 会	2 ～ 4
課 題 研 究	2 ～ 4
情 報 の 表 現 と 管 理	2 ～ 4
情 報 テ ク ノ ロ ジ ー	2 ～ 4
情 報 セ キ ュ リ テ イ	2 ～ 6
情 報 シ ス テ ム の プ ロ グ ラ ミ ン グ	2 ～ 6
ネ ッ ト ワ ー ク シ ス テ ム	2 ～ 4
デ ー タ ベ ー ス	2 ～ 6
情 報 デ ザ イ ン	2 ～ 6
コ ン テ ン ツ の 制 作 と 発 信	2 ～ 6
メ デ ィ ア と サ ー ビ ス	2 ～ 4
情 報 実 習	4 ～ 8

別記2の1(5)を次のように改める。

(5) 福祉に関する各科目

科 目 名	標 準 単 位 数
社 会 福 祉 基 礎	2 ～ 6
介 護 福 祉 基 礎	2 ～ 6
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 技 術	2 ～ 4
生 活 支 援 技 術	4 ～ 12
介 護 過 程	2 ～ 6
介 護 総 合 演 習	2 ～ 3

介 護 実 習	4 ~ 16
こ こ ろ と か ら だ の 理 解	2 ~ 8
福 祉 情 報	2 ~ 4

別記2の2(1)を次のように改める。

(1) 印刷に関する各科目

科 目 名	標 準 単 位 数
印 刷 概 論	2 ~ 4
印 刷 デ ザ イ ン	2 ~ 4
印 刷 製 版 技 術	2 ~ 4
D T P 技 術	2 ~ 4
印 刷 情 報 技 術	2 ~ 4
デ ジ タ ル 画 像 技 術	2 ~ 4
印 刷 総 合 実 習	16 ~ 18
課 題 研 究	2 ~ 4

別記2の3(1)を次のように改める。

(1) 保健医療に関する各科目

科 目 名	標 準 単 位 数
医 療 と 社 会	2 ~ 4
人 体 の 構 造 と 機 能	10 ~ 16
疾 病 の 成 り 立 ち と 予 防	4 ~ 7
生 活 と 疾 病	8 ~ 15
基 礎 保 健 理 療	4 ~ 10
臨 床 保 健 理 療	7 ~ 12
地 域 保 健 理 療 と 保 健 理 療 経 営	1 ~ 4
保 健 理 療 基 礎 実 習	9 ~ 17
保 健 理 療 臨 床 実 習	8 ~ 16
保 健 理 療 情 報	1 ~ 4
課 題 研 究	1 ~ 6

別記2の3(2)を次のように改める。

(2) 理療に関する各科目

科 目 名	標 準 単 位 数
医 療 と 社 会	2 ～ 4
人 体 の 構 造 と 機 能	8 ～ 16
疾 病 の 成 り 立 ち と 予 防	2 ～ 7
生 活 と 疾 病	8 ～ 15
基 礎 理 療 学	7 ～ 14
臨 床 理 療 学	9 ～ 17
地 域 理 療 と 理 療 経 営	1 ～ 4
理 療 基 礎 実 習	17 ～ 26
理 療 臨 床 実 習	9 ～ 17
理 療 情 報	1 ～ 4
課 題 研 究	1 ～ 6

附 則

- 1 この一部改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この一部改正による改正後の北海道立特別支援学校高等部教育課程編成基準の規定は、施行日以降に特別支援学校高等部第1学年に入学する生徒に係る教育課程の編成から適用する。

別記様式1 (日本産業規格A4縦型)

「学校設定科目」設定届

令和 年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

学校名
校長名 学校

令和 年度以降の教育課程について、学校設定科目を次のとおり設定しますので、届け出ます。

記

教科名	
科目名	
科目の目標	
科目の内容	
単位数	
学科・学年	
備考	

(注) 指導計画を添付すること。

別記様式2の1 (日本産業規格A4縦型)

「学校設定教科」設定届

令和 年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

学校名
校長名 学校

令和 年度以降の教育課程について、学校設定教科を次のとおり設定しますので、届け出ます。

記

教科名	
教科の目標	
教科を新たに設定する理由	
当該教科に関する科目名	
備考	

別記様式2の2 (日本産業規格A4縦型)

「学校設定教科に関する科目」設定届

令和 年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

学校名
校長名 学校

令和 年度以降の教育課程について、学校設定教科に関する科目を次のとおり設定しますので、届け出ます。

記

教科名	
科目名	
科目の目標	
科目の内容	
単位数	
学科・学年	
備考	

(注) 指導計画を添付すること。

別記様式3 (日本産業規格A4縦型)

「学校設定教科」設定届

令和 年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

学校名 学校
校長名

令和 年度以降の教育課程について、学校設定教科を次のとおり設定しますので、届け出ます。

記

教科名	
教科の目標	
教科を新たに設定する理由	
教科の内容	
単位数	
学科・学年	
備考	

別記様式4 (日本産業規格A4縦型)

必履修教科・科目の単位数減に関する届

令和 年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

学校名 学校
校長名

令和 年度以降の教育課程について、高等部学習指導要領第1章第2節第2款3の(1)イの(ア)㊦の規定により、次のとおり必履修教科・科目の単位数の一部を減じますので、届け出ます。

記

学 科			
学 年	1 学年	2 学年	3 学年
科 目 名			
標準単位数			
減じる単位数			
減じる理由			
減じた場合 の 措 置			
備 考			

- (注) 1 指導計画を添付すること。
2 学年の欄については、該当する学年を○で囲むこと。

別記様式5 (日本産業規格A4縦型)

必履修教科・科目代替履修届

令和 年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

学校名
校長名 学校

令和 年度以降の教育課程について、高等部学習指導要領第1章第2節第2款3の(1)イの(i)㉠の規定により、次のとおり必履修教科・科目の履修に替えますので、届け出ます。

記

学 科			
学 年	1 学年	2 学年	3 学年
代替・必履修 教科・科目名	代替専門教科・科目	必履修教科・科目	
標準単位数			
実施単位数			
代替単位数			
代替する内容			
代替の理由			
備 考			

- (注) 1 指導計画を添付すること。
2 学年の欄については、該当する学年を○で囲むこと。

別記様式6 (日本産業規格A4縦型)

「課題研究等」の代替履修届

令和 年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

学校名
校長名 学校

令和 年度以降の教育課程について、高等部学習指導要領第1章第2節第2款3の(1)イの(i)㊸の規定により、次のとおり「総合的な探究の時間」における学習活動をもって「課題研究等」の履修に替えますので、届け出ます。

記

学 科			
学 年	1 学年	2 学年	3 学年
代替される 教科・科目名	工業－課題研究 情報－課題研究 印刷－課題研究	商業－課題研究 福祉－介護総合演習 クリーニング－課題研究	家庭－課題研究 保健医療－課題研究
代替単位数			
総合的な探究 の 時 間 の 全履修単位数			
備 考			

- (注) 1 指導計画を添付すること。
 2 学年の欄については、複数学年にわたる場合は、該当するすべての学年を○で囲むこと。
 3 代替される教科・科目名の欄については、該当する科目を○で囲むこと。

別記様式7 (日本産業規格A4縦型)

「総合的な探究の時間」の代替履修届

令和 年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

学校名
校長名

学校
印

令和 年度以降の教育課程について、高等部学習指導要領第1章第2節第2款3の(1)イの(i)㊦の規定により、次のとおり「課題研究等」の履修をもって「総合的な探究の時間」の履修に替えますので、届け出ます。

記

学 科			
学 年	1 学年	2 学年	3 学年
代替される 教科・科目名	工業－課題研究 情報－課題研究 印刷－課題研究	商業－課題研究 福祉－介護総合演習 クリーニング－課題研究	家庭－課題研究 保健医療－課題研究
代替単位数			
代替教科・ 科目の全履 修単位数			
備 考			

- (注) 1 指導計画を添付すること。
 2 学年の欄については、複数学年にわたる場合は、該当するすべての学年を○で囲むこと。
 3 代替される教科・科目名の欄については、該当する科目を○で囲むこと。

